

# 国際的な医療交流の推進活動



## サービス内容

国際的な医療機関、海外の中央政府機関、地方政府機関、専門家との交流機会の提供や医療技術、研究への交流活動の促進をサポート致します。また、日本の医療従事者を海外の医療機関に派遣し、現地医療従事者の指導を行います。

## 医療交流の促進サポート内容

国際的な  
医療機関、専門家との  
交流機会を提供

医療技術、  
研究への交流活動の  
促進をサポート

海外で開催される  
シンポジウムなどへの  
医療専門家の派遣のサポート

## サービスの進め方

日本の医師が海外で手術を実施する場合は次の通りになります。

海外医療機関との提携の手続き（医療機関間、また医療機関と医師間）、海外で医療行為をする為の医療環境の整備、海外生活環境の確保を実施。医療通訳など医療チームの派遣、医師に外国で必要な資料の確認 & 翻訳、及び海外臨時医師免許の申請手伝い、医師医療活動免責責任資料の作成をサポートいたします。

医療専門家の派遣、現地での講演をする場合は次の通りになります。

大使館また政府の依頼を受けて、医療専門家への講演依頼を実施。宿泊先の手配、ホテルの手配、講演資料の打ち合わせ。医療通訳と当機構スタッフが現地まで同行。また今後の交流が継続できるようサポートいたします。

中国人医師の国内での研修、また介護 & 看護の日本での研修は次の通りになります。

医療機関または医師個人と契約し、招聘資料を作成。中国国内において、ビザ申請手続を実施。日本入国管理局において、ビザ申請を行い、日本での住居を確保いたします。

